

苦情処理措置・紛争解決措置

当社は、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。当社の苦情等の申出先は以下の通りです

G E C株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂9丁目7番2号

電話：03-5412-0022（土日祝日、年末年始を除く 月～金 9:00～18:00）

電子メール：tanabe@gec.co.jp

なお、苦情解決に向けての標準的な流れは、以下の通りです。

- 1) お客様からの苦情等の受付
- 2) 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- 3) 解決案のご提示・解決

1.投資助言・代理業務

一般社団法人日本投資顧問業協会が金融商品取引法の規定により行う苦情の解決もしくはあっせんにより、金融商品取引業等業務関連苦情の処理及び紛争の解決を図ります。

2.第二種金融商品取引業務

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが金融商品取引法の規定により行う苦情の解決もしくはあっせんにより、金融商品取引業等業務関連苦情の処理及び紛争の解決を図ります。

なお、一般社団法人日本投資顧問業協会は、協会会員の金融商品取引業務に関する投資家等からの苦情の処理及び紛争に至った場合のあっせん業務を、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに委託しておりますので、上記1. 2の受付窓口はいずれも以下のとおりとなります。

【特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター】

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-11-2

電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日／午前9時～午後5時（祝日等を除く）

金融商品取引法に基づく広告等の表示

G E C株式会社（以下、「当社」という）が取り扱う商品あるいは当社が提供する業務に関して、お客様が支払うべき手数料、報酬、諸費用等(以下、「手数料等」とう。)につきましては、対象商品の種別、当社が行う業務の種別、契約期間等の諸事情を勘案のうえ、お客様との協議により、必要な手数料等の金額及び支払条件等を個別に決定せざるを得ないことから、手数料等の金額や計算方法についてあらかじめ表示することはできません。なお、当社の取り扱う商品は、不動産市場や金融市場の変動により、投資元本に損失が生じるおそれがあります。また、投資元本の損失はお客様が負うこととなります。さらに契約条件によっては、当初元本を超過する損失を負う場合もございます。